

欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、狭山茶輸出促進協議会は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。
- ・本事業を実施するに当たり、狭山茶輸出促進協議会で負担する部分がある場合は、協議時に提案すること。
- ・「3委託業務の内容（2）ウ」については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、仕様書の内容の事業実施が困難になることが想定されることから、フランスに渡航ができなかった場合の代替案を見積もりと合わせ提案を求める。

1 委託業務名

欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務

2 目的

平成30年度から取り組んでいるフランスを中心とした欧州をターゲットとし、狭山茶の欧州への安定的な輸出ルートの確保による輸出拡大を図るための業務を委託する。

3 委託業務の内容

（1）生産・加工等の体制構築支援

ア 内容

EUの農薬基準に対応した残留農薬検査の実施

イ 時期

契約日～令和5年2月

ウ 業務内容

a EUの残留農薬の基準に対応する検査を13検体実施

b 除虫菊（ピレトリン）の検査を3検体実施

【提案を求める内容】

- ・EU内で販売可能な検査を求める。

（2）GFPグローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援

ア フランスにおける展示会等への出展によるテスト販売及びマーケティングの実施

（ア）内容

フランスにおいて、狭山茶のテスト販売及びマーケティングを実施するため、展示会等への出展の企画・運営を行う。

（イ）場所

フランス

（ウ）時期

令和4年10月～令和5年2月

(エ) 業務の内容 (内容に応じて変更可)

- a 展示会への出展・企画・運営業務
- b 通訳の手配 1名 (商談可能レベル以上) (※PRのみ)
- c 展示会実施のための人員手配
- d 展示会等への集客を図るための広報
- e 展示会等で配布する商品パンフレットの作成
- f 試飲用什器等の確保 (茶葉や水等の試飲材料を含む。)

(※電子機器、シンク、水等の利用について、会場と十分に事前調整を行うこと。)

(オ) その他

- a イベントに必要な商材 (茶) は、産地から必要量を手配すること。
- b テスト販売するものは、委託費に含めないこと。
(サンプルや試飲用は委託費に含めて構わない。)
- c プロモーションで使用する資材の送料も含めること。
- d 商品パンフレットは、3種類の商品 (さやまかおり、ふくみどり、和紅茶) を対象とし、商品や産地の背景を記載すること。
- e 作成物等の著作権は、狭山茶輸出促進協議会に帰属することを了承すること。

【提案を求める内容等】

- ・イベントについては、バイヤーや消費者等に狭山茶を知ってもらい、令和5年度以降の輸出販路拡大の参考となる評価をもらえる方法を求める。
- ・プロモーション等に用意する商品は、「ふくみどり (埼玉県育成品種)」、「さやまかおり (埼玉県育成品種)」、「和紅茶」に加え、「有機茶」を予定している。
- ・パンフレットは令和3年度の商品である「ふくみどり (埼玉県育成品種)」、「さやまかおり (埼玉県育成品種)」、「和紅茶」の3種類の記載に加え、商品の背景などの記載も求める。
- ・商品の完成は、10月以降を想定している。

イ 店頭等テスト販売代行業務

(ア) 内容

欧州における輸出商品に対する消費者等の動向を把握するための店頭等によるテスト販売等の実施

(イ) 期間

2か月以上

(ウ) 業務の内容

- a テスト販売では消費者等の商品への反応を把握すること。
- b 消費者等を集客する取組を実施すること。
- c テスト販売店舗等は、1か所以上とすること。

(エ) その他

- a テスト販売場所は、対面、非対面を問わない。
- b テスト販売に必要なサンプル等の手配（商品の購入・輸送費用を含む）をすること。
- c 店頭等で販売する商品の購入については、委託費に含めないこと。
- d テスト販売に必要な資材の送料も委託費に含めること。

ウ 渡航手配業務

(ア) 期間

4泊6日程度（予定）

(イ) 内容

- a 移動手段（航空券等）の手配（3人分）
（※日本→フランス（パリ） フランス（パリ）→日本）
- b 宿泊の手配（3人分、基準額（1泊20,000円（税込）以内）としたシングルルーム（朝食付き）
- c 携帯電話（2台）
- d Wi-Fi レンタル（3台）

(ウ) その他

- a 渡航時期は、3（2）アの展示会等の時期に合わせる。
- b 渡航時には、テスト販売などを行った販売店等の意見を把握できる場を設ける。
- c イベントや調査等には通訳を手配すること。
- d フランス国内での移動手段を確保すること。
- e フランス国内での移動に当たっての同行者を手配すること。

(3) その他

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなる場合は、速やかに協議すること。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により渡航できなくなった場合には、提案された代替案を踏まえ、業務内容を見直し、契約変更を行うこと。
- (ウ) 展示会等で試飲に使用する水は、現地で購入できる水（可能な限り軟水とすること）を使用すること。
- (エ) 本業務に必要な資材等を輸送するにあたっての費用を含めること。
- (オ) 委託後に3委託の内容の（1）（2）の経費の配分において相互間における30%を超える増減があるときは事前に相談をすること。

4 委託期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

5 報告書類

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算し

て15日以内に、以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）の作成（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又はUSBメモリ）1式）
- ・事業で作成した場合、チラシ等の資料（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又はUSBメモリ）1式）

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、狭山茶輸出促進協議会と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。